

OCNプレミアムサポートサービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「OCN プレミアムサポートサービス」利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、OCN プレミアムサポートサービス(以下「OCN プレミアムサポート」といいます。)を提供します。

(本規約の適用)

第2条 OCN プレミアムサポート契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとし、また、契約者はOCN プレミアムサポートの利用設定を行った時点で本規約の内容に同意したものとみなします。

2 本規約で定めのない事項は [I P 通信網サービス契約約款](#)が適用されるものとし、本規約と [I P 通信網サービス契約約款](#)に矛盾が生じた場合は、別に定めのある場合を除き、本規約の規定が優先するものとします。

3 本規約は契約者と当社との間のOCN プレミアムサポートに関する一切の關係に適用します。

4 当社がOCN プレミアムサポートの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するOCN プレミアムサポートの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (略) 第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(<https://www.nttr.co.jp/corporate/agreement.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、OCN プレミアムサポートを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

(契約の単位)

第4条 当社は、[I P 通信網サービス契約約款](#)に規定する第2種契約者(以下「OCN 契約者」といいます。)

(本規約の目的)

第1条 株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)は、この「OCN プレミアムサポートサービス」利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、OCN プレミアムサポートサービス(以下「OCN プレミアムサポート」といいます。)を提供します。

(本規約の適用)

第2条 OCN プレミアムサポート契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとし、また、契約者はOCN プレミアムサポートの利用設定を行った時点で本規約の内容に同意したものとみなします。

2 本規約で定めのない事項は [I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)が適用されるものとし、本規約と [I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)に矛盾が生じた場合は、別に定めのある場合を除き、本規約の規定が優先するものとします。

3 本規約は契約者と当社との間のOCN プレミアムサポートに関する一切の關係に適用します。

4 当社がOCN プレミアムサポートの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するOCN プレミアムサポートの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (略) 第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、OCN プレミアムサポートを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

(契約の単位)

第4条 当社は、[I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)に規定する第2種契約者(以下「OCN 契約者」といいます。)

す。)の契約者識別符号1につき最大1までのOCN プレミアムサポートの契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第5条～第11条(略)

(当社による利用停止および利用解除)

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、OCN プレミアムサポートの利用を停止又は解除する事があります。

- (1) [IP通信網サービス契約約款](#)に規定する第2種契約の解除があったとき
- (2) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、[IP通信網サービス契約約款](#)共通編第39条(債権の譲渡)の規定により、同条に定める請求事業者又は特定請求事業者へ譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。)
- (3) 当社の名誉又は信用を毀損したとき
- (4) 本規約に反する行為であって、OCN プレミアムサポート又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (5) 当社に損害を与えたとき又は損害を与える恐れがあるとき
- (6) オンラインレッスンの提供を受けている契約者がその提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき
- (7) その他、契約者として不適当と当社が判断したとき

2 当社は、前項の規定によりOCN プレミアムサポートを解除又は停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

この場合において、[IP通信網サービス契約約款](#)に定める請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第13条～第15条(略)

(利用料金の支払い義務等)

第16条 契約者はその契約に基づいて当社がOCNプレミアムサポートの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします(但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります)。また、契約者は、オンラインレッスンを利用したときは、料金表1利用料金1-1料金額に規定するオンラインレッスン利用料金の支払いを要します。なお[IP通信網サービス契約約款](#)に規定するタイプ3のコース3およびおまかせマルチパック機能については本項の適用はなく、[IP通信網サービス契約約款](#)の規定に従うものとします。

いいます。)の契約者識別符号1につき最大1までのOCN プレミアムサポートの契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第5条～第11条(略)

(当社による利用停止および利用解除)

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、OCN プレミアムサポートの利用を停止又は解除する事があります。

- (1) [IP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に規定する第2種契約の解除があったとき
- (2) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、[IP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)共通編第39条(債権の譲渡)の規定により、同条に定める請求事業者又は特定請求事業者へ譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。)
- (3) 当社の名誉又は信用を毀損したとき
- (4) 本規約に反する行為であって、OCN プレミアムサポート又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (5) 当社に損害を与えたとき又は損害を与える恐れがあるとき
- (6) オンラインレッスンの提供を受けている契約者がその提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき
- (7) その他、契約者として不適当と当社が判断したとき

2 当社は、前項の規定によりOCN プレミアムサポートを解除又は停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

この場合において、[IP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に定める請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第13条～第15条(略)

(利用料金の支払い義務等)

第16条 契約者はその契約に基づいて当社がOCNプレミアムサポートの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします(但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります)。また、契約者は、オンラインレッスンを利用したときは、料金表1利用料金1-1料金額に規定するオンラインレッスン利用料金の支払いを要します。なお[IP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に規定するタイプ3のコース3およびおまかせマルチパック機能については本項の適用はなく、[IP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)の規定に従うものとします。

2 利用中止および中断又は利用停止があったときは、OCNプレミアムサポートに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

第17条～第20条（略）

（個人情報の取り扱い）

第21条 当社はOCNプレミアムサポートの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いについては当社のWebサイト上（https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/）で定めるところによります。

2 当社は当社が保有している個人情報について契約者から請求があったときは原則として開示をします。

3 契約者は前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合にその旨を知らせることを含みます。)を受けたときは当社のWebサイト上

（https://www.nttr.co.jp/personal_data_policy/）で定める手数料の支払いを要します。

4 当社がOCNプレミアムサポートの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するOCNプレミアムサポートの利用に関する諸規程は本規約の一部を構成するものとします。

第22条（略）

2 利用中止および中断又は利用停止があったときは、OCNプレミアムサポートに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

第17条～第20条（略）

（個人情報の取り扱い）

第21条 当社はOCNプレミアムサポートの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いについては当社のWebサイト上（<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>）で定めるところによります。

2 当社は当社が保有している個人情報について契約者から請求があったときは原則として開示をします。

3 契約者は前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合にその旨を知らせることを含みます。)を受けたときは当社のWebサイト上（<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>）

で定める手数料の支払いを要します。

4 当社がOCNプレミアムサポートの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するOCNプレミアムサポートの利用に関する諸規程は本規約の一部を構成するものとします。

第22条（略）

附 則（令和5年6月15日 レゾナント第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄のプライバシーポリシー（以下「旧プライバシーポリシー」といいます。）

の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>OCN プレミアムサポートサービス利用規約</u>	<u>OCN プレミアムサポートサービス利用規約</u>

3 旧約款によりレゾナントが締結した契約に係る次に掲げる事項（附則別表に係るものを含みます。）については、当社に承継されたこの附則2の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

(1)品目及び通信又は保守の態様による細目等

(2)期間(最低利用期間を含みます。)に係る起算日

(3)付加機能

別紙1 (略)

・料金表

1 利用料金

1-1 料金額 (略)

1-2 適用

※ () 内税込み料金

区 分	内 容						
「オプション複数割」の取扱いに係る定額利用料の適用	<p>ア 当社は1の契約IDにて、マイポケット プラス、マイポケット プラス セキュリティパック、マイポケット プラス マルチデバイスパック、マイセキユア (1ライセンス)、マイセキユア (5ライセンス)、OCN プレミアムサポート マルチデバイスのうち、複数の契約をしている場合であって、その複数の契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、その複数契約の定額利用料 (月額) の合算料金から次表に規定する額を減算して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>合算料金の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 契約の場合</td> <td>50 円(55 円)</td> </tr> <tr> <td>以降追加 1 契約につき</td> <td>50 円(55 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は次のいずれかに該当する場合は、「オプション複数割」を適用しません。</p> <p>(ア) アの規定において当社が承諾したマイポケット プラス、マイポケットプラス セキュリティパック、マイポケット プラス マルチデバイスパック、マイセキユア (1ライセンス)、マイセキユア (5ライセンス)、OCN プレミアムサポート マルチデバイスに係る契約のいずれか又はすべてを解除したとき。</p> <p>(イ) 定額利用料金の適用外期間 (無料期間等) のとき。</p> <p>(ウ) I P通信網サービス契約約款に基づき、既に「オプション複数割」が適用されているとき。</p>	区 分	合算料金の減額 (月額)	2 契約の場合	50 円(55 円)	以降追加 1 契約につき	50 円(55 円)
区 分	合算料金の減額 (月額)						
2 契約の場合	50 円(55 円)						
以降追加 1 契約につき	50 円(55 円)						

(4)附帯サービス

(5)その他旧約款に基づくサービス提供条件

4 旧約款の規定によりレゾナントに預け入れ、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された前受金については、この改正規定実施の日において、当社が新約款に基づいて取り扱います。

5 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

別紙1 (略)

・料金表

1 利用料金

1-1 料金額 (略)

1-2 適用

※ () 内税込み料金

区 分	内 容						
「オプション複数割」の取扱いに係る定額利用料の適用	<p>ア 当社は1の契約IDにて、マイポケット プラス、マイポケット プラス セキュリティパック、マイポケット プラス マルチデバイスパック、マイセキユア (1ライセンス)、マイセキユア (5ライセンス)、OCN プレミアムサポート マルチデバイスのうち、複数の契約をしている場合であって、その複数の契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、その複数契約の定額利用料 (月額) の合算料金から次表に規定する額を減算して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>合算料金の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 契約の場合</td> <td>50 円(55 円)</td> </tr> <tr> <td>以降追加 1 契約につき</td> <td>50 円(55 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は次のいずれかに該当する場合は、「オプション複数割」を適用しません。</p> <p>(ア) アの規定において当社が承諾したマイポケット プラス、マイポケットプラス セキュリティパック、マイポケット プラス マルチデバイスパック、マイセキユア (1ライセンス)、マイセキユア (5ライセンス)、OCN プレミアムサポート マルチデバイスに係る契約のいずれか又はすべてを解除したとき。</p> <p>(イ) 定額利用料金の適用外期間 (無料期間等) のとき。</p> <p>(ウ) I P通信網サービス契約約款 (OCN)に基づき、既に「オプション複数割」が適用されているとき。</p>	区 分	合算料金の減額 (月額)	2 契約の場合	50 円(55 円)	以降追加 1 契約につき	50 円(55 円)
区 分	合算料金の減額 (月額)						
2 契約の場合	50 円(55 円)						
以降追加 1 契約につき	50 円(55 円)						

<p>「OCNプレミアムサポート OCN 光割引」の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>当社は1の契約IDにて、OCNプレミアムサポートまたはOCNプレミアムサポート マルチデバイスのいずれかと以下のIP通信網サービスのいずれかを契約している場合であって、それらの契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、OCNプレミアムサポートまたはOCNプレミアムサポート マルチデバイスのいずれかの定額利用料（月額）の合算料金から月額100円（税込110円）を減算して適用します。</p> <p>対象となるIP通信網サービス</p> <p>IP通信網サービス契約約款 別冊に定める第2種契約のうち、タイプ8</p>	<p>「OCNプレミアムサポート OCN 光割引」の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>当社は1の契約IDにて、OCNプレミアムサポートまたはOCNプレミアムサポート マルチデバイスのいずれかと以下のIP通信網サービスのいずれかを契約している場合であって、それらの契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、OCNプレミアムサポートまたはOCNプレミアムサポート マルチデバイスのいずれかの定額利用料（月額）の合算料金から月額100円（税込110円）を減算して適用します。</p> <p>対象となるIP通信網サービス</p> <p>IP通信網サービス契約約款（OCN） 別冊に定める第2種契約のうち、タイプ8</p>
--	--	--	---